

様式 2

第 486 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 4 年 6 月 30 日（木）午後 3 時～4 時 25 分
場 所	静岡県庁別館 7 階第 4 会議室 B C
出席者	委員 飯尾清三、亀井暁子、野末寿一、黄愛珍、井上泉、鈴鹿和子、鈴木成幸 処分庁 山田和彦（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 星野浩二（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 伊藤則博（静岡県沼津木事務所建築住宅課長） 西澤健太郎（静岡県島田土木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 3 件、報告 2 件）

1 審議事項

- 第 1 号議案 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号に係る建築許可
- 第 2 号議案 建築基準法第 48 条第 5 項に係る建築許可
- 第 3 号議案 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項に係る建築許可
- 第 1 号報告 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号による包括許可の報告
- 第 2 号報告 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号による包括許可の報告

2 議事内容

第 1 号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号
- 2 申請場所
静岡県御殿場市深沢宇前野原 1802 番地 34 の一部
- 3 申請者住所氏名
大阪府大阪市中央区本町 3 丁目 6 番 4 号
岩谷産業株式会社代表取締役社長執行役員間島寛
- 4 建築物の用途
その他（圧縮水素スタンド）

○処分庁

本申請は、御殿場市内において、建築基準法上の道路と定義されていない高速道路にのみ接する敷地に計画する圧縮水素スタンドの新築に際し、接道許可を受けようとするものである。

敷地の周囲（道路区域の駐車スペース及び法上の道路への裏動線）に広い空地进行を有しており、避難及びの安全等の目的を達することが十分に可能である。

また、敷地に緊急車両等がアプローチできる経路が 2 パターン（小山町道及びスマート IC からのアクセス）あり、敷地内における消防活動についても従前から同様の方法で行っていることから、支障がないと言える。

以上のことから、計画建築物は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認

められるので許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第2号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第48条第5項

2 申請場所

静岡県藤枝市瀬戸新屋字和古167-1、167-7、167-8、193-2、193-16、193-17、193-18、静岡県藤枝市南新屋字カウヤド348-9、348-15、348-27

3 申請者住所氏名

静岡県浜松市中区伝馬町313-23

株式会社杏林堂薬局代表取締役社長小河路直孝

4 建築物の用途

物販店舗、診療所及び自動車車庫

○処分庁

本申請は、第1種住居地域で規制されている、床面積3,000㎡を超える物販店舗等の新築を行うものである。

計画敷地は、第1種住居地域（過半）、第2種住居地域に位置しており、市道青島焼津線沿いにある。

計画では、エアコン等の室外機を敷地中央部の屋根上に配置するなどの騒音対策や、駐車場の出入りを左折のみに限定するなどの渋滞対策等が施されており、近隣への影響を少なくするよう配慮されている。

また、周辺には同種のスーパーマーケット等の店舗が複数立地していて、附近に相当程度の類似の用途の集積があり土地利用の変革が起こりつつあるところである。

更に今回の申請地は、藤枝市の立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域及び中心市街地活性化基本計画の指定区域であり、市としても物販店舗等の誘導による賑わいと求心力のある中心市街地を形成する方針となっており、市の都市計画部局の了解も得られている。

以上のことから、建築基準法第48条第5項の規定に基づき、第1種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認められるため、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第3号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第 56 条の 2 第 1 項
- 2 申請場所
島田市金谷根岸町 35 番 1、35 番 6
- 3 申請者住所氏名
静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事川勝平太
- 4 建築物の用途
高等学校（新校舎棟増築ほか）

○処分庁

本申請は、島田市（仮称）志榛地区新構想高等学校の計画において、平成 7 年に日影の許可を取得した金谷高校の敷地内において「学校施設長寿命化整備指針」及び「学校施設中長期整備計画」に基づき、現金谷高等学校を新構想高等学校に改修するため新校舎棟の増築、既存校舎棟の内部改修を行うため、改めて許可申請するものである。

今回の申請地は、許可を受けた当時の敷地と変わりなく、本計画により既許可（既存不適格）建築物である校舎棟（A・B 棟）の不適格な日影が増長させることはなく、計画単体においては、現行法に適合する。また、敷地周辺の環境についても許可当時と大きな変化はない。

以上のことから、本計画は、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるので許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第 1 号報告

○事務局 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号による包括許可の報告 60 件

第 2 号報告

○事務局 建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号による包括許可の報告 1 件